

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-18(政策4-施策⑥))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 高畠 昌明 参事官 松家 新治			
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。					政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		33年度
1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	29年度	60%	60%	60%					計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
1 新たに認定された基本計画の数(年度)	21	17	22	20		制度を活用した地方公共団体数を把握するため						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 中心市街地活性化の推進(1)に必要な経費(19年度)	12 (3)	11 (10)	10	9	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集等の作成等を行う。						
施策の予算額・執行額	12 (3)	11 (10)	10	9	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○日本再興戦略2016(H28.6.2) 地域の中心市街地や商店街の活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版(H28.12.22) 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2016(H28.6.2) 地域のまちづくりを支援する包括的政策パッケージの改訂、「地域のチャレンジ100」の取りまとめと横展開						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-19(政策4-施策⑦))

施策名	構造改革特区計画の認定				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 田中 誠也				
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。			目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		33年度
1 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	計画中	29年度	25件	24件	計画中	—	—	—	—	・地域活性化を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数は定量的な指標であるため測定指標とする。 ・目標値については、平成28年度の実績値を踏まえ設定予定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度								
構造改革特別区域計画の (1) 認定等に必要経費 (平成14年度)	25 (23)	25 (25)	14	12	1	・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作成する。						
施策の予算額・執行額	25 (23)	25 (25)	14	12	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-20(政策4-施策⑧))

施策名	地域再生の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 千葉 信義					
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進							
達成すべき目標	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
1 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	P	平成29年度	115件	230件	P						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。</li> <li>・平成29年度目標値については、28年度実績値等を勘案して設定することとする。</li> </ul>
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	P	平成29年度	70.0%	70.0%	P						
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		33年度
(1) 地域再生計画の認定等に必要経費(平成17年度)	28 (24)	12,076 (3,857)	1,166	35	1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。</li> <li>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。</li> <li>・地方創生推進室WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。</li> </ul>							
(2) 地域再生の推進のための利子補給金の支給に必要な経費(平成20年度)	250 (203)	268 (233)	279	267	2	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)							
(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)普及広報事業(平成29年度)	-	-	-	8	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例を調査し、事例集として取りまとめを実施。</li> <li>・リーフレット・ポスター等を作成し、都道府県や市町村等の地方公共団体や、税務署、金融機関等に配置。</li> </ul>							
施策の予算額・執行額	278 (227)	12,344 (4,090)	1,445	310	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)第2章 3 [2]地域の活性化						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-21(政策4-施策⑨))

施策名	総合特区の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官(総務・評価担当)石谷 俊史 参事官(財政・金融担当)佐藤 透					
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進							
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
1 総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	-	国際3.8点 地域3.8点	29年度	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点							<p>総合特区制度では、各年度・特区ごとに総合特別区域評価・調査検討会の有識者による事後評価(5点満点)を実施していることから、その結果における全特区の平均値を測定指標とする。</p> <p>目標値については、これまでの実績等を勘案して設定している。</p> <p>(注)以前は6点満点中4.5点以上を目標としていたが、平成27年度以降は評価方法の見直しにより、5点満点中3.8点以上としている。</p> <p>なお、各特区では5年程度の計画・目標を定め取組を進めているところ、国際戦略総合特区は7特区中6特区が27年度末又は28年度末をもって現在の計画期間が満了し、新たな計画に基づく取組を進めることとなる。平成30年度以降の目標値については、新計画における事後評価を踏まえて検討していきたい。</p> <p>※平成27年度における評価方法の見直し 平成26年度までの評価は項目ごとに評点を算出し、最後に有識者による加点、減点を行っていたが、有識者より加点、減点部分の比重が高すぎることが指摘された。この指摘を踏まえ、平成27年度においては、有識者による加点、減点の採点方式を廃止し、各項目の評点を単純平均することとした。これに伴い、A(4.5点以上)からE(1.5点未満)までの従来の表示も廃止した結果、これまで目標としていたA評価の設定根拠がなくなった。</p>
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
1 総合特区の指定区域数	24年度		25年度		26年度	27年度		28年度			測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため		
	国際:7特区 地域:37特区		国際:7特区 地域:41特区		国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区		国際:7特区 地域:36特区					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度									
(1) 総合特区計画に基づく支援措置等に必要経費(平成23年度)	472 (309)	613 (481)	691	672	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。					-		
(2) 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度)	9,405 (4,494)	5,266 (2,136)	3,429	1,500	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。					-		
(3) 税制上の支援措置(平成23年度)	-	-	-	-	1	総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。					-		
施策の予算額・執行額	9,877 (4,803)	5,879 (2,617)	4,120	2,172	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-22(政策4-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 渡辺公德 参事官 菊池善信		
施策の概要	地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進				
達成すべき目標	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法第5条4項1号及び第13条 経済財政再生計画・改革工程表	政策評価実施予定時期	平成30年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体が設定したKPIの達成割合	計画中		-	-	計画中	-	-	-	-	本交付金の交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づく効果検証が義務付けられていることに加え、経済財政再生計画・改革工程表において、地方創生推進交付金の目標値として設定されているため。
2 地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業(先駆的・優良事例)の数	(平成29年9月までに地方創生推進交付金対象事業の平成28年度実績が各自治体で確定することから、基準値・目標値についてはそれぞれ以降設定予定)		-	-	計画中	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度						
(1) 地方創生推進交付金(平成28年度)	-	-	100,000	100,000		地方創生推進交付金により、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。				
施策の予算額・執行額	-	-	100,000	100,000	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-23(政策5-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進					担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	五味 裕一			
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進					
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進					目標設定の考え方・根拠	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)		政策評価実施予定時期	平成30年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	332537 (暫定値)	28年度	前年度以上	29年度	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」という)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
2 地方分権改革推進室Facebookページの記事ごとの「いいね!」の数の総数	1,348 (暫定値)	28年度	前年度以上	29年度	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	・総括と展望においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との間の活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数(前年度末からの増減数)	3,581 (暫定値)	28年度	前年度以上	29年度	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	—	・同上
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
1 地方分権に関する地方自治体への研修・講師派遣回数(※右記回数は年度単位ではなく、年単位の数値)	—	—	—	—	29	・地方分権改革のこれまでの経緯と成果、「提案募集方式」等に関する研修・講師派遣を実施し、地方分権改革を現場で担う方々の意識・能力の向上を図ることは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。						
2 地方からの提案に関する対応の実現・対応の割合(※右記実現・対応の割合は年度単位でなく、年単位の数値)	—	—	63.70%	72.80%	76.50%	・地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、地方からの提案に関する実現・対応の割合は地方分権の進捗を測る指標として適正と思われるため設定。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号				
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 地方分権改革の推進に必要な経費(平成26年度)	39 (46)	40	47	56	1.2.3	地方分権改革シンポジウム、地方分権に関する提案募集方式に関する市町村向け説明会、トップセミナー・地方分権改革セミナーの開催、「地方分権改革アドバイザー」の派遣、地方分権改革事例集の配布等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。						
施策の予算額・執行額	39 (46)	40	47	56	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。空き家や遊休地の活用に関する制限を緩和し、自治体による有効利用を可能とします。」						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-24(政策6-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進							担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	参事官 柴田 聡		
施策の概要	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。							政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進				
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					目標設定の考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
1 <b>I. 直接の再生支援を通じた地域への貢献</b> (1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	59%	平成26年度	50%	平成29年度	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。	
					64%								
2 <b>I.(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等</b> ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	90%	平成25年度	75%	平成29年度	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上		"
					78%								
3 <b>I.(3)ハンズオン支援等による収益改善</b> ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか	95%	平成25年度	90%	平成29年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"	
					90%								
4 <b>I.(4)地域経済への貢献</b> 事業者の再生支援を通じて雇用の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	70%	平成25年度	90%	平成29年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"	
					93%								





測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
11 II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	75%以上	34年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。</li> <li>・KPIIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。</li> </ul>		
12 II.(4)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で250件以上行う	100%(平成35年3月末までの累計)	34年度	"		
13 V.機構全体の収益性確保 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	機構解散時	"		

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 再生支援決定件数(累計)	-	10	28	47		測定指標の前提となる参考値として、地域経済活性化支援機構に改組後(特定支援決定件数は平成26年10月の業務開始後)の業務実績を選定。
2 ファンド設立件数(累計)	-	4	19	36		"
3 特定専門家派遣決定件数(累計)	-	19	63	83		"
4 特定支援決定件数(累計)	-	-	3	23		"

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度				
(1) 財政投融资要求(産投出資) (平成26年度、27年度)	3,000 (3,000)	(※)	-	-	7,8,9,11,13	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『日本再興戦略』改訂2014等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、産投出資が措置された。	-	

施策の予算額・執行額	3,000 (3,000)	(※)	-	-	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「日本再興戦略」改訂2016(REVIC関連一部抜粋)(28年6月2日閣議決定)</p> <p>□ 地域経済活性化支援機構(REVIC)、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給(地域ヘルスケア産業支援ファンド等)、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。</p> <p>□ 日本人材機構等と連携しつつ、企業と金融機関との対話を通じて明らかとなった企業側の課題を解決できるような経営幹部人材の確保に向け、金融機関の具体的な取組を促す。</p> <p>□ 事業性評価に基づく融資・本業支援や事業再生支援、再チャレンジ支援に係る能力向上を図る観点から、金融機関に対して「地域経済活性化支援機構」が有する機能(専門家の派遣、企業に対する直接の事業再生、地域活性化・事業再生ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り等)の活用を促す。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略2016 改訂版(28年12月22日閣議決定)</p> <p>□ 株式会社地域経済活性化支援機構等の官民ファンドや地域金融機関等設立の地域ファンド等によるエクイティファイナンス・メザニンファイナンス等、既に整備されている枠組みの活用を促す。</p> <p>□ 円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進を行う。</p> <p>□ 各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援し、各種支援機関・地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との連携等を通じて発掘した、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組に積極的に挑戦する「攻めの経営」への転身と、新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。このプロセスで具体化された人材ニーズを基に、民間人材ビジネス事業者や株式会社日本人材機構等と協力し、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。</p> <p>□ REVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構の活用等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。</p> <p>○未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定)</p> <p>□ 企業の生産性向上を支援するため、「ローカルベンチマーク」の活用、官民の金融関係機関による債権放棄等の促進、地域金融機能の強化、地域経済活性化支援機構等の活用の促進など、省庁横断的な取組を推進する。</p>
------------	------------------	-----	---	---	-----------------------------------	--

(※) 自己資金からの使用により、財投については不用扱い

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-25(政策7-施策①))

施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等					担当部局名	原子力政策担当室	作成責任者名	参事官(原子力担当) 室谷 展寛			
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。					政策体系上の位置付け	科学技術・イノベーション政策の推進					
達成すべき目標	原子力委員会を定期的に開催し、原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するとともに、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施する。				目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値									
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
1 原子力委員会Webサイトのアクセス件数(同一日における、同一端末からの複数アクセスは重複しない。)	集計中のため未定 28年度	前年度以上としているため、現時点では未定。 29年度	328,425	477,350	-	-	-	-	-	我が国の原子力利用に関する取組について、国内外における理解増進を図るため、積極的な情報発信等を行っているが、取り組みが充実し、国民の関心や理解増進が進んだことを原子力委員会Webサイトのアクセス件数を前年度以上とすることを以って成果目標とする。		
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
1 原子力委員会の議事録公表数	57	47	48	43	集計中のため未定	Webサイトにおける、原子力委員会の議事録の公表を通じて、当該委員会の活動状況について情報発信を図っているため。						
2 国際会議の開催件数	4	4	4	5	5	内閣府・原子力委員会が例年開催しているFNCA(アジア原子力協力フォーラム)は、近隣アジア諸国との原子力分野の協力を効率的かつ効果的に推進する目的で日本が主導する原子力平和利用協力の枠組みであり、国際情勢・技術動向等の情報収集及び発信の場として活用しているため。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 原子力政策の検討及び適切な情報発信等(平成13年度)	83(69)	82(74)	111(-)	123	測定指標1	・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、Webサイトによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。 ・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施する。						
施策の予算額・執行額	83(69)	82(74)	111(-)	123	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-27(政策8-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理				担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 萬屋正					
施策の概要	中国側と協議しながら、化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。				政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進							
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の破棄処理を着実に行う。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1995年批准、1997年発効、以下:化学兵器禁止条約)</li> <li>日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書(1999年署名、以下:1999年日中覚書)</li> <li>日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の2012年4月29日の後の廃棄に関する覚書(2012年署名、以下:2012年日中覚書)</li> </ul>		政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値								
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
1	ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数	-	-	30万~40万(累計)	34年	983	6,328	4,366					日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器(約30~40万発)の2022年中の廃棄完了を目指して最善の努力を払うと定めていることから目標値として設定。 29年度の目標値については、日中協議にて合意した29年度の廃棄数を設定。
2	移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数	-	-	計画中	計画中	752	226	計画中					【平成28年度までの目標の設定について】 日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した廃棄計画において、我が国は中国の保管庫に保管され、2012年4月29日現在で既にOPCWに申告された遺棄化学兵器(ACW)(ハルバ嶺に埋設され又は保管されているものを除く)(42,849発)について、できる限り2016年中の廃棄完了の目標を達成することを目指して最善の努力を払うと定めているところ、対象となるACWの数量及び廃棄完了の目標時期を目標値として設定。 (なお、年度ごとの目標値及び実績値には、2012年4月29日より後にOPCWに申告されたACWも一部含まれる)
						752	266						【平成29年度以降の目標の設定について】 28年度までの廃棄計画における目標(42,849発)については現時点でまだ達成(廃棄完了)しておらず、又2012年4月29日以降に新たに発見された砲弾もあることから、廃棄計画の見直しが行われる予定であり、平成29年度以降の目標値については日中間での協議を踏まえて決定予定。
3	各地の発掘・回収の箇所数	-	-	8	平成29年度	4	3	8					平成28年12月1日の日中協議において、平成29年度の各地発掘・回収事業等に係る実施地点等が合意されたため、当該合意内容を測定指標、目標値として設定した。
						4	3						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年行政事業レビュー事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度									
(1) 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	26,443(22,577)	31,177(23,824)	34,313	35,910	1.2.3	「化学兵器禁止条約」に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進する。平成29年度においても吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収・保管を行う。また、吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理等を行う。							
施策の予算額・執行額	26,443(22,577)	31,177(23,824)	34,313	35,910	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)								

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-28(政策9-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(地方・訓練担当)安邊 英明 参事官(普及啓発・連携担当)佐谷 説子				
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国、地方のネットワークを形成できる人」の育成を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進						
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第1編 第4章ほか「防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」とされている。	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
1 研修の総受講者数	-	-	1400	平成29年度	-	1400	1400	-	-	-	-	国、地方のネットワークを形成する人材を目的とする事業であるため、研修の総受講者数を目標とするものである。
2 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人の割合	-	-	80%	平成29年度	100%	80%	80%	-	-	-	-	研修受講者の学習効果を確認するため、学習到達度テストの点数を目標とするものである。
3 ポータルサイト「TEAM防災ジャパン」の閲覧数	-	-	250,000	平成31年度	200,000	220,000	230,000	240,000	250,000	-	-	防災に関する有効的な情報と網羅的に閲覧することができるサイトの閲覧数を目標とするものである。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)	430 (398)	449 (445)	458	409	3	災害予防に関する情報の発信、災害予防教育ツールの提供、人材交流・連携の実施						
(2) 国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費(平成25年度)	109 (100)	129 (120)	131	131	1、2	・国や地方公共団体等の職員に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点の施設を活用した研修(年2回 1ヶ月程度)を実施。また、平成26年度からは、各地域(全国9ヶ所)に出張して研修を実施。 ・研修参加者が増えるよう、研修開催の早期案内等地方自治体に研修実施の一層の周知を行う。また、研修内容の見直しを行い、受講生の理解度が高まるように研修の充実を図る。						
施策の予算額・執行額	539 (498)	577 (565)	589	540	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-29(政策9-施策②))

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)佐谷 説子					
施策の概要	2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進							
達成すべき目標	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。また、2015年3月の第3回国連防災世界会議で仙台防災枠組が採択されたことを受け、防災先進国・日本として、新たな防災枠組に基づく国際的な防災の取組の推進に貢献していく必要がある。		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
1 アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	—	28年度	60%	29年度	—	60%	60%	—	—	—	—	—	アンケート等を活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、アジア防災会議等に出席した防災担当実務者間の防災情報の共有による防災能力向上というアウトカムの達成状況を測るための目安として会議に対する満足度を測る。平成28年度の目標については、新規目標であることから、まずは50%以上の達成度を目標とし、平成29年度の目標については、平成28年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。
2 「より良い復興」事例調査ページアクセス数	—	28年度	50,000回	29年度	—	50,000回	50,000回	—	—	—	—	—	第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興※」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たっての留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していく予定である。よって、本ページのアクセス数を国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定する。平成29年度の目標については、平成28年度の実績を参考に、前年以上の達成度を得ることを目標値とする。※より良い復興とは災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域作りを行うという考え方である。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度								
1 アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	8	7	8	6	アジア防災センターにおいて情報更新を行っているカントリーレポートでは、アジア地域内各国の災害対応能力について把握を行っていることから、当該情報を更新することで、各国動向について適切に情報提供していることがわかる。								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号						
	26年度	27年度	28年度	29年度									
(1) 必要な経費(平成10年度)	1,015(1,254)	212(200)	287	272	1,2	・国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 ・我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 ・国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 ・国内外における仙台防災枠組の普及・定着の推進							
施策の予算額・執行額	1,015(1,254)	212(200)	287	272	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント							

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-30(政策9-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(被災者行政担当)中村 裕一郎 参事官(事業推進担当)池田 泰雄		
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適切な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体への助言、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、避難所等の生活環境の整備・推進を図るために必要な調査等を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進				
達成すべき目標	災害からの復旧・復興施策や被災者支援に関する地方公共団体等の対応力の向上				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。		政策評価実施予定時期	目標未達成時	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 復旧・復興施策・被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体数	-	-	-	-	全都道府県	-	-	-	-	近年の自然災害で講じられた復旧・復興に係る施策の事例を収集して特徴的な施策や優良な事例を地方公共団体等に周知・助言等を行うことや、災害時に迅速な被災者支援を行うための取組について地方公共団体等に周知・助言等を行うことにより、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力の向上を図る必要がある。  「災害復興対策事集」や「被災者支援に関するマニュアル」を用いて実施する地方公共団体の担当者に対する説明会における参加地方公共団体数を測定指標とし、全都道府県が参加することを目標とする。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 災害復興対策事例集の施策事例数	407	439	449	452	作成中	地方公共団体における復旧・復興の取組に資するための施策事例数について、過去の実績を参考までに選定。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等			平成29年行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度						
(1) 災害復旧・復興に関する施策の推進に必要な経費(平成7年度)	62 (43)	58 (50)	55	59	1	災害発生時に、ICTの活用により、行政が被災者の情報を速やかに把握し、被災者支援に活用できるようにするため、調査等を行う。また、住家被害認定調査に係る事務負担の軽減策、被災者の属性に応じた住まいに係るきめ細かな支援策等について検討を行う。さらに、平成28年熊本地震やその後の梅雨前線による降雨災害などの自然災害で講じられた施策の事例を調査し、事例集等としてとりまとめ、地方公共団体に周知する。				
(2) 被災者支援に関する総合的対策の推進経費(平成25年度)	15 (10)	20 (16)	30	16	1	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保や、避難所生活の質の向上に関する市町村の取組を促進するために災害時に避難所運営を行う地方自治体の担当者向けに周知を図る。				
施策の予算額・執行額	77 (53)	78 (65)	85	75	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府29-31(政策9-施策④))

<p>施策名</p>	<p>地震対策等の推進</p>					<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(災害緊急事態対応担当)須藤 明裕 参事官(調査・企画担当)廣瀬 昌由</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 防災情報の収集・伝達機能を強化するため、総合防災情報システムによる防災情報の収集、SNSを活用した情報発信、収集の支援体制を確保する。</p>					<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>防災政策の推進</p>							
<p>達成すべき目標</p>	<p>近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる地震・津波の設定を行い、被害想定・対策の検討を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図る。</p>					<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律</p>			<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>			
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)</p>	<p>7</p>	<p>平成23年度</p>	<p>15</p>	<p>-</p>	<p>27年度 10</p>	<p>28年度 10</p>	<p>29年度 11</p>	<p>30年度 11</p>	<p>31年度 13</p>	<p>32年度 13</p>	<p>33年度 13</p>	<p>総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。</p>		
<p>2 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定(策定率)</p>	<p>13%</p>	<p>平成24年度</p>	<p>100%</p>	<p>平成32年度</p>	<p>- 14%</p>	<p>-</p>	<p>48%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>火山災害による人的被害を減少させるためには、避難時期、避難対象地域、避難先、避難手段を具体的に定めた避難計画をあらかじめ作成することが重要であるため。(対象となる市町村数:155)</p>		
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>		<p>目標</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>3 大規模地震・津波対策の推進</p>	<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ</p>		<p>平成23年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>27年度 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定及び被害想定 の検討</p>	<p>28年度 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討</p>	<p>29年度 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震・津波の設定 ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討 ・南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応の検討・とりまとめ</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>32年度 -</p>	<p>33年度 -</p>	<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策を推進するために、以下の検討を実施。</p> <p>①特に発生が危惧される大規模地震である南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布・津波高の設定及び被害想定・対策の検討。</p> <p>(このうち、南海トラフ地震については平成24年度、首都直下地震については平成25年度に検討結果をとりまとめている。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については平成30年度までに検討結果をとりまとめる予定である。中部圏・近畿圏直下地震についてはその後の検討を予定している。)</p> <p>②南海トラフ沿いの巨大地震、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動に関する検討。(このうち、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討結果については平成27年度にとりまとめている。相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動については現在検討中である)</p> <p>③近い将来、南海トラフ沿いの広い範囲で大規模な地震の発生が懸念されていることを踏まえた、南海トラフ沿いの地震観測や観測結果の評価体制、観測・評価に基づく地震防災対応のあり方についての検討。</p> <p>※なお平成28年度は、4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえた応急対策・生活支援策等の各種防災対策を推進するため、速やかに検討・とりまとめを行った。</p>		
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>		<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>									
<p>4 大規模水害対策の推進</p>	<p>首都圏における大規模水害時の大規模かつ広域的な避難の在り方の検討・とりまとめ</p>		<p>平成29年度</p>		<p>首都圏等では、大規模水害発生時に避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されることから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討を行っていたところ、引き続き検討を行い、報告をとりまとめる。</p>									



達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 地震対策等の推進に必要な経費 (平成12年度)	394 (316)	321 (326)	487	462	2,3,4	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定、SNSを活用した情報発信・情報収集の支援体制確保を行うための経費である。	
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	313 (148)	228 (167)	669	223	1	総合防災情報システムと他省庁システムとの連携強化、次期システム構築に向けた基本設計をするための経費。	
施策の予算額・執行額	707 (464)	549 (493)	1156	684	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第192回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「安全・安心の国創り」	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-32(政策9-施策⑤))

<p>施策名</p>	<p>防災行政の総合的推進</p>	<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(災害緊急事態対応担当)須藤 明裕 参事官(防災計画担当)米津 雅史 参事官(普及啓発・連携担当)佐谷 説子 参事官(被災者行政担当)中村 裕一郎 参事官(事業推進担当)池田 泰雄</p>
<p>施策の概要</p>	<p>災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>防災政策の推進</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。 また、国土強靱化政策大綱において、行政機関・企業の業務継続について取り組みを進めるべきとされている。 なお、施策の進展を踏まえ、平成27年度実施施策の活用状況について、必要に応じて事後的评价を行うこととする。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1 企業における事業継続の取組に関する実態調査	45.8% (大企業:BCP策定済率)	平成23年	ほぼ全て	平成32年	前回実績以上(H25年度54%) H27年度60%	-	前回実績以上(H27年度60%) 調査予定	-	前回実績以上	ほぼ全て	ほぼ全て	「日本再生戦略」実行計画(工程表)(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。
	20.8% (中堅企業:BCP策定済率)	平成23年	50%	平成32年	前回実績以上(H25年度25%) H27年度30%	-	前回実績以上(H27年度30%) 調査予定	-	前回実績以上	50%	50%以上	
2 地方公共団体における業務継続計画の策定率	33% (首都直下地震緊急対策区域内)	平成25年	100%	平成36年	前回実績以上(H25年33%) 48%	前回実績以上(H27年48%)	前回実績以上(H28年55%)	-	-	-	-	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、業務継続計画の策定率100%(緊急対策区域の全ての地方公共団体)を目指すとしているため。
	15% (南海トラフ地震防災対策推進地域内)	平成25年	100%	平成35年	前回実績以上(H25年15%) 32%	前回実績以上(H27年32%)	前回実績以上(H28年39%)	-	-	-	-	

測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)									
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
4 被災者生活再建支援金の支給金額	44,705百万円	526百万円	449百万円	1,296百万円	集計中	「被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」という被災者生活再建支援法の目的を達するため、支出すべき国庫補助金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。						
5 災害救助費等負担金の施行状況	829百万円	910百万円	341百万円	961百万円	集計中	「被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」という災害救助法の目的を達するため、都道府県が同法に基づき実施した救助において発生した費用負担に対する、適正な国庫負担金の額が確定した段階において、適切に国庫負担金を執行することとしているため。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 防災基本政策の企画立案等に必要経費(平成26年度)	222 (251)	211 (193)	2,565	221	3	・災害対策に関する基本的な政策に関する事項の企画、立案、総合調整に関する事務 ・災害発生時に現地調査団の派遣等の現地災害対策に必要な業務の実施 ・災害対策予備施設等の維持管理						
(2) 被災者生活再建支援法施行に要する経費(平成26年度)	604 (449)	1,409 (1,296)	20,727	600	4	支援法の適用に関して、実施主体である都道府県に対して適切に助言を行う。また、支援業務を都道府県から受託している被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)に対して、支援法に基づき、支援業務の適正な実施を確保するよう、監督・助言を行うこと等により、補助金の適正な執行に努め、被災者に対して迅速かつ的確な生活再建の支援を推進する。						
(3) 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等検討経費(平成25年度)	51 (42)	32 (32)	90	61	-	具体計画に定めた、緊急輸送ルート確保、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整といった応急対策活動の一連の手順等について、実効性の観点から検証を行う。						
(4) 防災計画の推進経費(平成24年度)	10 (8)	12 (12)	20	9	3	防災基本計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策のより効果的な推進を図るため、防災業務計画・地域防災計画の基になる防災基本計画の指針性の向上について調査・検討を行う。						
(5) 社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(平成26年度)	62 (27)	41 (40)	41	42	1.2	地方公共団体の業務継続体制の確保に係る対応策の検討等の調査を行う。さらにまた、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び官民連携による防災活動の取組推進のため、BCPの策定状況に関する実態調査と、官民が連携した取り組みを行う上での現状の検証と施策の検討を行う。						
(6) 災害救助等に要する経費(平成26年度)	981 (716)	1,315 (1,067)	75,645	2,173	5	災害救助法の適用に関して都道府県に適切に助言を行うとともに、同法を適用して救助を実施した都道府県から支弁した経費の申請を受け、審査や精算監査等を実施し、必要な国庫負担金を支出する。 また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに同法に基づき貸し付ける災害援護貸付金のために必要となる国庫負担金の支出及び貸付原資の貸付けを行う。						
施策の予算額・執行額	1,930 (1,492)	3,021 (2,639)	99,088	3,105	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					